

浜松市告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の
供用を開始する。

その関係図面は、令和8年1月28日から2週間、浜松市 中央土木整備事務所（三
方原）において一般の縦覧に供する。

令和8年1月28日

浜松市長 中野 佑介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
根洗66号線	浜松市中央区根洗町746番8から 浜松市中央区根洗町749番9まで	令和8年1月28日	拡幅 区間